

感染症・食中毒の予防及びまん延防止に関する指針

令和6年4月

社会福祉法人三環舎

1. 感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本的考え方

障害福祉サービス事業所は、感染症等に対する抵抗力が弱い障害者が通所・活動する場であり、こうした環境は、感染が広がりやすい状況にあることを認識しなければなりません。このような前提に立って施設では、感染症・食中毒を予防する体制を整備し、平素から対策を実施するとともに、感染予防、感染症発生時には迅速で適切な対応に努める必要があります。施設の感染症・食中毒の発生、まん延防止に取り組むにあたっての基本理念を理解し、施設全体でこのことに取り組みます。

2. 感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本的方針

(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の体制

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため、担当者を定め、感染症・食中毒対策委員会を設置する等施設全体で取り組みます。

(2) 平常時の対応

- ① 施設内の衛生管理 当施設では、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため、施設内の衛生保持に努めます。又、手洗い場、トイレ、汚物処理室等の備と充実に努めるとともに、日頃から整理整頓を心がけ、換気・清掃・消毒を定期的に実施し、施設内の衛生管理、清潔の保持に努めます。
- ② 感染症対策 利用者支援の場面では、職員の手洗い、手指の消毒、うがいを徹底し必要に応じてマスクを着用します。又、血液・体液・排泄物・嘔吐物等を扱う場面では細心の注意を払い、適切な方法で対処します。利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の健康状態を常に注意深く観察することに

留意します。

- ③ 面会者・外来者への衛生管理の周知徹底を図りまん延防止に努めます。

(3) 発生時の対応

万一、感染症及び食中毒が発生した場合は、「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処の手順」に従い、感染の拡大を防ぐため下記の対応を図ります。

- ① 「発生時の状況把握」
- ② 「まん延防止のための措置」
- ③ 「有症者への対応」
- ④ 「関係機関との連携」
- ⑤ 「行政への報告」

管理者は、次のような場合には迅速に市町村等の主管部局に報告するとともに、所轄の保健所への報告を行い発生時対応等の指示を仰ぎます。

※報告書式は都道府県、市町村の指定様式とします。

<報告が必要な場合>

- ア. 同一の感染症若しくは食中毒による又は、それらによると疑われる死亡者又は、重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- イ. 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ. ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

※イについては、同一の感染症などによる患者等が、ある時点において、10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合であって、最初の利用者等が発生してからの累積の人数ではないことに注意。

<報告する内容>

- ア. 感染症又は食中毒が疑われる利用者の人数
- イ. 感染症又は食中毒が疑われる症状
- ウ. 上記の利用者への対応や施設における対応状況等

※尚、医師が、感染症法、結核予防法又は食品衛生法の届出基準に該当する利用者又は

その疑いのある者を診断した場合は、これらの法律に基づき保健所等への届出を行う必要があります。

3. 感染症・食中毒まん延防止に関する体制

(1)感染症・食中毒対策委員会の設置

①設置目的

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討するため、感染症・食中毒対策委員会を設置します。

②感染症・食中毒対策担当者

スタッフ数名、リーダー会議

③感染症・食中毒対策委員会の活動報告

委員会は概ね3月に1回以上開催します。

その他、必要な都度開催しその都度カンファレンスで報告

④感染症・食中毒対策委員会の主な役割

ア.感染症・食中毒・予防対策及び発生時の対応の立案

イ.発生時における施設内連絡体制及び行政機関、各関係機関への連絡体制の整備

ウ.利用者・職員の健康状態の把握と対応策

エ.新規利用者の感染症の既往の把握と対応策

オ.感染症、衛生管理に関する基礎知識に基づいた研修の実施

カ.各部署での感染症対策実施状況の把握と評価

⑤職員の健康管理

ア. 職員は年1回(レントゲンは年1回)の健康診断を実施する。

インフルエンザの予防接種について、接種の意義、有効性、副作用の可能性等を職員へ十分に説明の上、同意を得て予防接種を促します。

イ. 職員が感染症を罹患している場合は、感染経路の遮断のため完治まで適切な処置を講じます。

4. 感染症・食中毒の予防、まん延防止における各職種の役割

施設内において、感染症・食中毒の予防、まん延防止のためのチームケアを行う上で、各職種がその専門性に基づいて適切な役割を果たします。

(管理者)

- ・感染症、食中毒の予防、まん延防止体制の総括責任
- ・感染症・食中毒発生時の行政報告 (サービス管理責任者)
- ・感染症・食中毒発生時の状況把握及び指示
- ・備品の整備 (委員会メンバー)

(その他職員)

- ・医師、協力病院との連携を図る
- ・ケアの基本手順の教育と周知徹底

- ・衛生管理、安全管理の指導
- ・予防対策への啓発活動
- ・早期発見、早期予防の取り組み
- ・経過記録の整備
- ・職員への教育
- ・各マニュアルに沿ったケアの確立
- ・利用者の状態把握
- ・衛生管理の徹底
- ・経過記録の整備

5. 感染症・食中毒まん延防止に関する職員研修

支援に携わる全ての従業員に対して、感染症・食中毒対策委員会を通して、感染症・食中毒対策の基礎知識の周知徹底を図るとともに指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの励行を図り職員教育・研修を行います。

- ①定期的な教育、研修(年1回以上)
- ②新任者に対する感染症対策研修の実施
- ③その他必要な教育、研修の実施

6. 感染症・食中毒まん延防止に関する職員訓練

感染者・食中毒発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を含めた本指針

及び研修内容に基づき、全職員を対象に年1回以上の訓練を実施します。

内容は、役割分担の確認や、感染症・食中毒対策をした上での支援の演習などを実施

します。

訓練方法は、机上訓練と実地訓練を組み合わせながら実施します。訓練の企画、運営、

実施記録の作成は、感染症・食中毒対策委員会が実施します。

7. 感染症・食中毒まん延防止に関する指針の整備・閲覧について

感染症・食中毒対策委員会は、感染症・食中毒に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通して課題を見つけ、定期的に指針を見直し、更新します。

この指針は、危機管理マニュアルに綴じ、誰でも閲覧する事ができます。